

議案第63号

よつば未来公園の指定管理者の指定について

よつば未来公園の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

指定管理者に管理させようとする施設

よつば未来公園、東部エリアコミュニティセンターよつば未来体育室・よつば未来会議室

指定管理者に指定しようとする団体

つながるチカラ よつば未来グループ

代表団体 大阪市港区田中三丁目1番40号

一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

構成団体 東京都西東京市田無町3丁目10番9号
特定非営利活動法人 エヌピーオーバース

指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年間